



# 広報えびな

編集・発行  
海老名市役所 広報広聴課  
〒243-0492  
神奈川県海老名市勝瀬175番地の1  
☎ (046) 231・2111  
URL <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>  
\*この広報は再生紙を使用しています。

## 4月から変わります国民年金

今年4月から国民年金事務の一部が変更され保険料の納付先や届出先が変わります。今回は主な変更点をお知らせするとともに、問い合わせ先の変更についてもお伝えします。

### 保険料は国へ直接納付に

国民年金保険料は、今年4月から、社会保険庁(国)に直接納付することになります。市町村における保険料収納事務は廃止されます。ただし、平成13年度分の国民年金保険料は、4月30日(火)まで市が発行する納入通知書でこれまでどおり納付できます。

#### 【窓口納付】

これまでは、市がその年度の納付書を発行していましたが、4月以降は社会保険庁(国)が発行し、保険料を社会保険庁(国)に納めることとなります。

#### 【口座振替】

口座振替を利用している方については、引き続き口座振替による納付ができます。今後の移管にあたっては、事前に社会保険庁(国)からご案内する予定です。

#### 【還付請求】

国民年金保険料を納め過ぎた

### 第3号被保険者の届出先

国民年金の第3号被保険者該当届(いわゆるサラリーマンの配偶者の届出)については、自分で市町村に届出することになっていましたが、4月からは健康保険の被扶養者の届出と一緒に事業主や共済組合から管轄の社会保険事務所へ提出していただくこととなります。

#### 【3月までは】

健康保険などで扶養認定を受けたときには、速やかに保険年金課へ届け出をする必要があります。一度届け出をされた方でも、配偶者が転職したとき、自分が就職や退職をしたときなど、そのたびに届け出が必要で、これらの届け出がないときや遅れたりすると、将来年金額が少なくなったり、年金を受けられなくなることがありますのでご注意ください。

#### 【4月からは】

市役所への届け出は不要になります。第3号被保険者の方は、ご自身の第3号被保険者資格が途切れてしまうことのないよう注意が必要です。

第3号被保険者とは  
厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者に該当します。自ら保険料を負担する必要はありません。

## 老齢基礎年金 繰り上げ繰り下げ 支給率変更

国民年金の老齢基礎年金の請求(支給開始)は原則65歳からですが、希望によって60歳から64歳までに繰り上げるか、66歳以降70歳まで繰り下げることができ、繰り下げると一定の率で減額・増額され、その支給率は生涯変わりません。

#### 【改正点】

この支給率が、政令改正によって下表の通りになりました。昭和16年4月2日以降に生まれた方は、支給率が月単位になりました。ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、従来通りの支給率で年単位です。

昭和16年4月2日以降に生まれた方 (単位: %)											
請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
誕生月	70.0	76.0	82.0	88.0	94.0	100.0	108.4	116.8	125.2	133.6	142.0
1カ月目	70.5	76.5	82.5	88.5	94.5	100.0	109.1	117.5	125.9	134.3	142.0
2カ月目	71.0	77.0	83.0	89.0	95.0	100.0	109.8	118.2	126.6	135.0	142.0
3カ月目	71.5	77.5	83.5	89.5	95.5	100.0	110.5	118.9	127.3	135.7	142.0
4カ月目	72.0	78.0	84.0	90.0	96.0	100.0	111.2	119.6	128.0	136.4	142.0
5カ月目	72.5	78.5	84.5	90.5	96.5	100.0	111.9	120.3	128.7	137.1	142.0
6カ月目	73.0	79.0	85.0	91.0	97.0	100.0	112.6	121.0	129.4	137.8	142.0
7カ月目	73.5	79.5	85.5	91.5	97.5	100.0	113.3	121.7	130.1	138.5	142.0
8カ月目	74.0	80.0	86.0	92.0	98.0	100.0	114.0	122.4	130.8	139.2	142.0
9カ月目	74.5	80.5	86.5	92.5	98.5	100.0	114.7	123.1	131.5	139.9	142.0
10カ月目	75.0	81.0	87.0	93.0	99.0	100.0	115.4	123.8	132.2	140.6	142.0
11カ月目	75.5	81.5	87.5	93.5	99.5	100.0	116.1	124.5	132.9	141.3	142.0

昭和16年4月1日以前に生まれた方 (単位: %)											
請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
誕生月	58	65	72	80	89	100	112	126	143	164	188

## 保険料の免除・特例制度について

### 半額免除制度

国民年金制度では所得が低く、国民年金の保険料を負担することが困難な方については保険料の免除制度を設けています。被保険者の負担能力に応じ、きめ細かい配慮を行えるように金額免除制度に加え、半額免除制度が導入されます。

#### 【注意ください】

一定の所得以下の第1号被保険者を対象に、申請に基づき保険料の半額の納付を免除します。申請の窓口は今までどおり市保

また全額免除・半額免除の判定については、原則として、前年度の所得に基づいて行われます。申請の際にご相談ください。

#### 【申請方法】

年金手帳・学生証を持って、市保険年金課で申請してください。※所得を証明するものと印鑑が必要になる場合もありますので、事前に同課にお問い合わせください。承認後、申請した月の前月から年度末までが、納付特例期間となります。年度ごとの申請が必要です。

### 学生納付特例制度

学生納付特例制度は、学生本人の前年所得が一定基準以下であれば、その期間の保険料の納付が猶予されます。4月からは

### 第3号被保険者期間のある方等

これまで、第1号被保険者期間や第3号被保険者期間のみの方の老齢年金の裁定請求を市の窓口で行っていましたが、国民年金第3号被保険者期間がある方については、厚木社会保険事務所へ受給手続きをすることになります。これに伴い、市で受け付けるのは第1号被保険者期間のみとなります。

### 障害基礎年金の請求先は

初診日(病气やけがで初めて医師の診察を受けた日)に国民年金の第3号被保険者であった

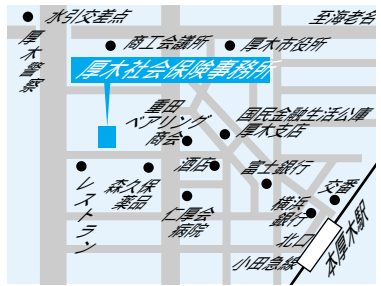
豊かな老後のために



### 問い合わせ先

厚木社会保険事務所  
☎223-7171(厚木市栄町1-10-3)

これまで市保険年金課で受けていた相談や問い合わせについても、今後は直接社会保険事務所に相談していただくことが多くなります。管轄が異なる場合などにお手数をおかけしますが、よろしく申し上げます。



(市)保険年金課(内437)